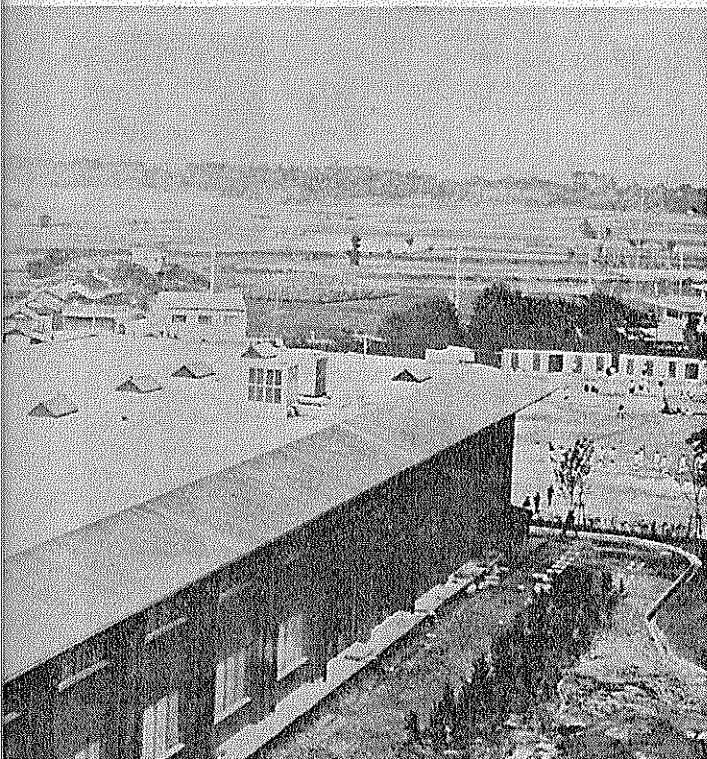
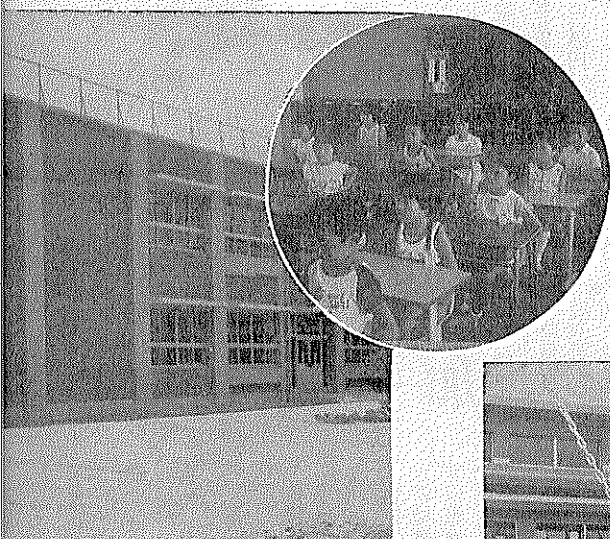
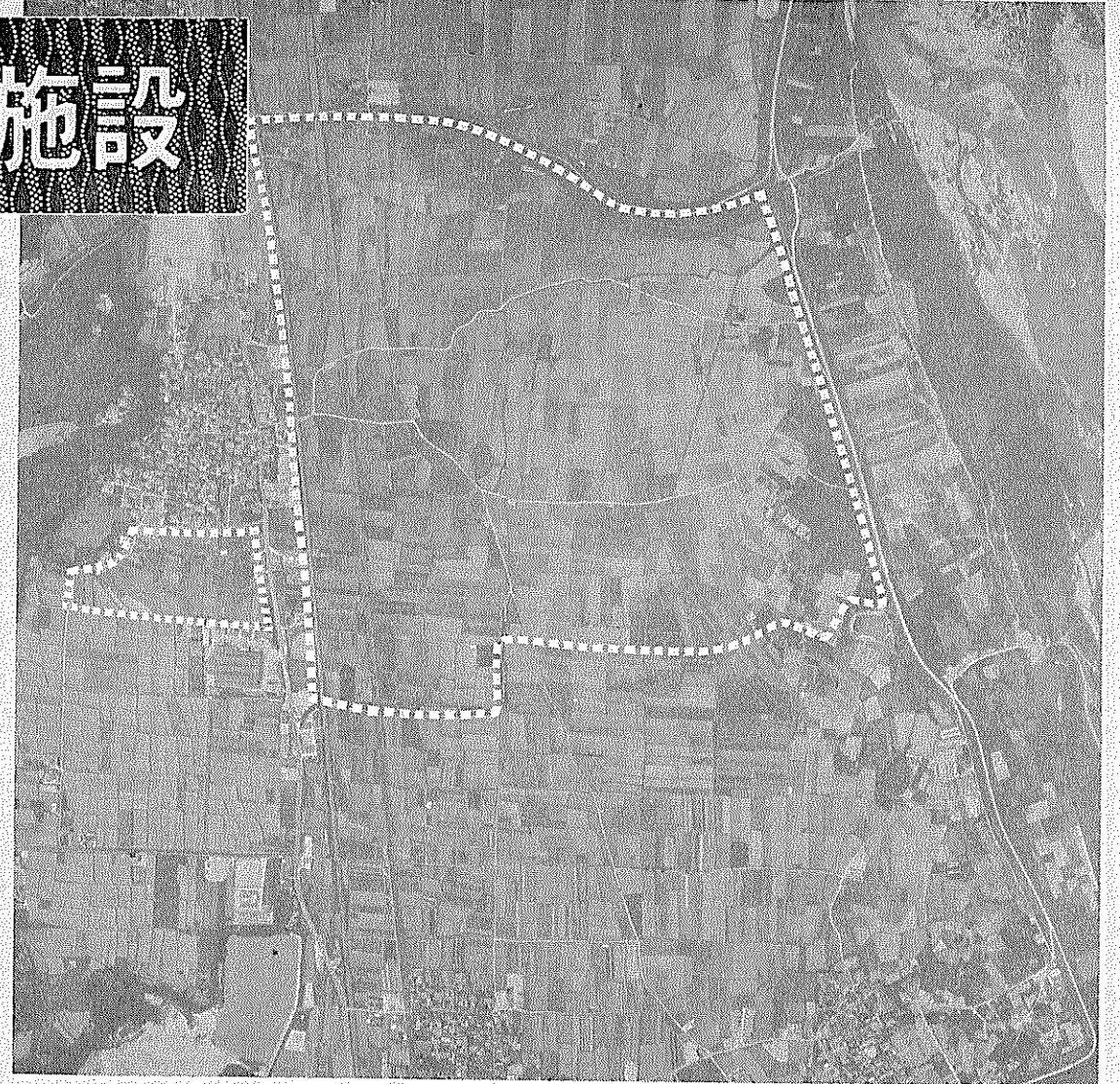


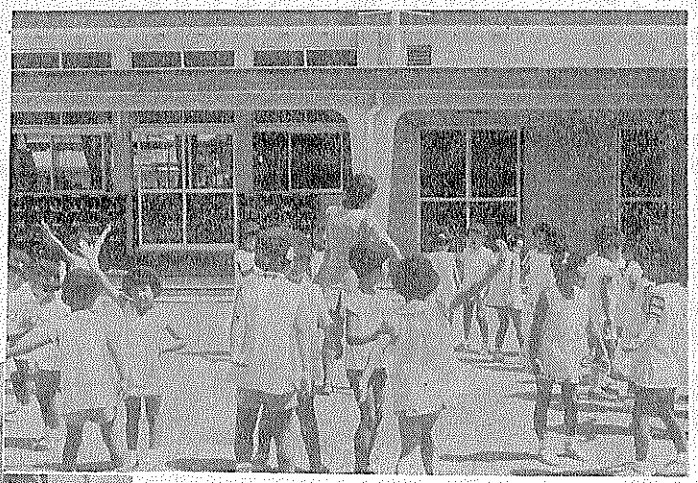
かわる暮らしの施設



クリート2階建て、1,598平方メートル、総工費2億2,500万円、田辺小字丸山214番地に完成しました。

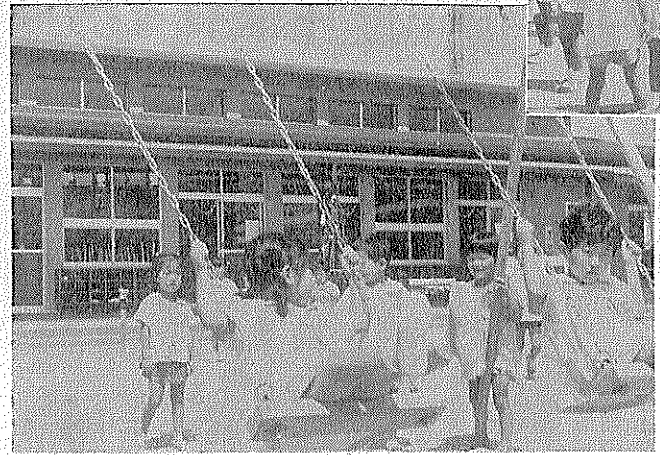


大住幼稚園新設・河原保育所増設
大住幼稚園は大住小学校の教室で開園されていましたが、待望の新園舎が小学校南側に完成しました。鉄筋平屋建て保育室2室、遊戯室をそなえ、園児は118名います。また河原保育所に保育室2室、遊戯室1室のほか倉庫、砂場、便所を増築しました。写真(右)は大住幼稚園、(下)は河原保育所。



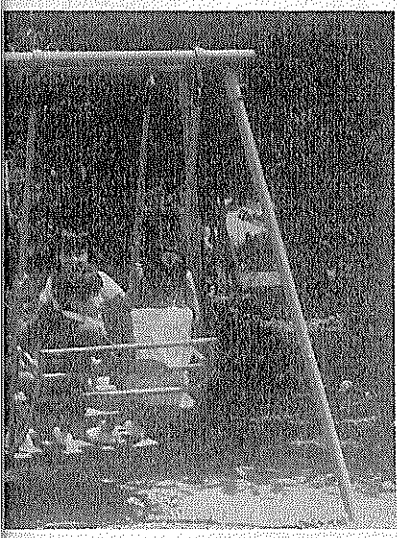
農業基盤を整備 調査設計を終え、圃場整備が予定される空からみる江津圃場。地元と協議がととのいしだい圃場整備に着手。これが完成すると巾三十メートル、長さ百メートルの規則正しい耕地に生れ変わるということです。点線内が整備区域です。

れかわった普賢寺校
工事は昭和48年9月30日鉄筋2階建て、6教室で全竣工しています。



これで安心！ 通学道路
通学の安全をはかるため7カ所、延長にして1,600メートルの通学路が整備されました。写真は整備された江津、佐牙垣内線を下校する三山木小学校児童。

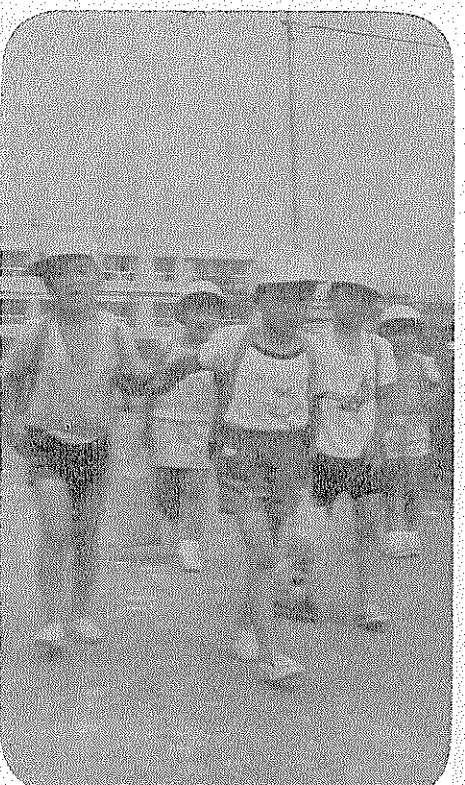
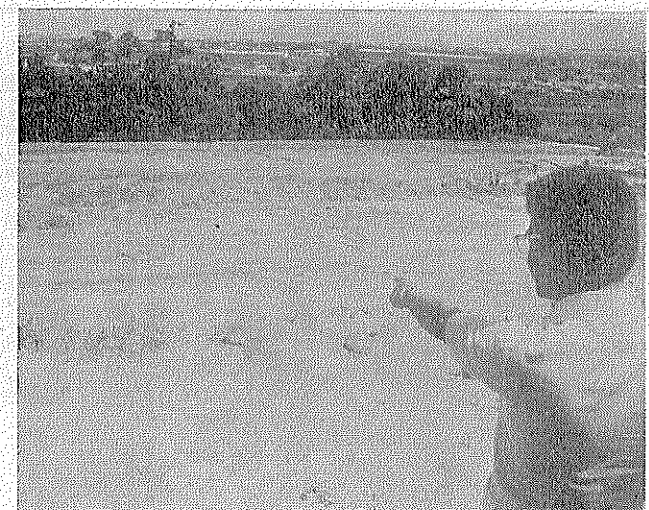
教育環境の整備



場
こぼれている"チビッコ広場"が3カ所"広場"は町内に16カ所になりました。場を遊ぶ子どもたち。

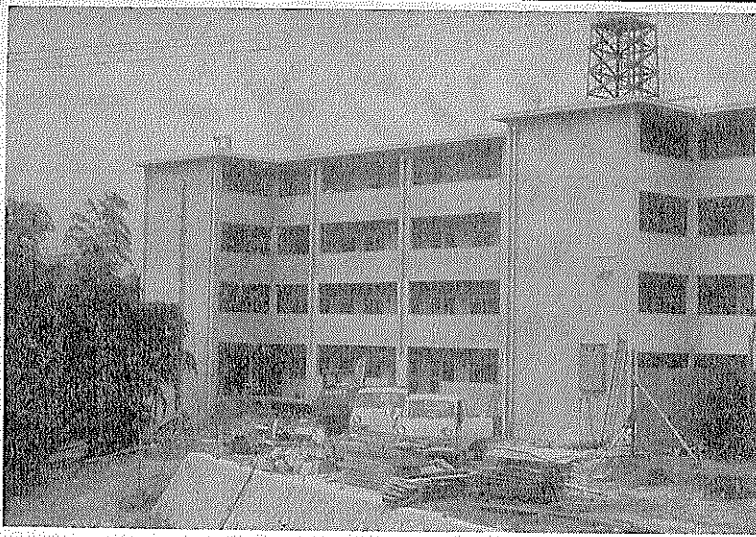
完成を待たれる宝生(仮称)中学校

造成工事すすむ 昭和52年4月開校が予定されている仮称宝生中学校用地造成がほぼ完成しました。この新設中学校の予定地は大住月読神社の南側で面積は約2万6千平方メートル、校区は大住地区となる予定です。



昭和48年度 公共施設完成特集

新しく生れ



公営住宅24戸建設

同和対策事業として公営住宅24戸を新設(一部49年度に繰越)しました。地域住民の住宅不足の解消が促進され、住民福祉の向上に役立てようとするものです。

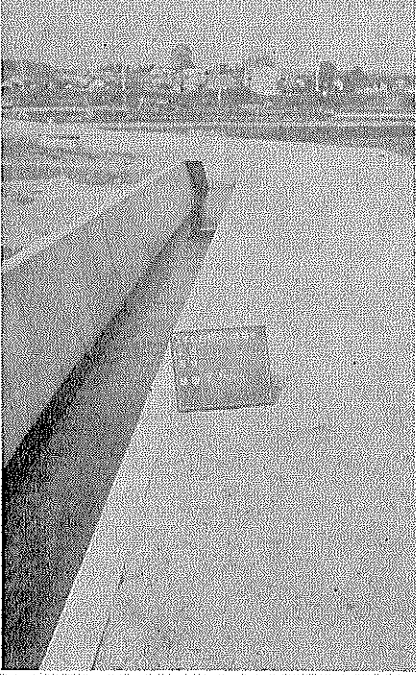


公害行政のない手

昭和四十八年七月に公害対策室が新設され、三名のスタッフによって公害行政に取り組んでいます。また、公害機器室も新設され、水質汚濁や騒音などを測定するためのPHメーター、電導度計、溶存酸素計、指示騒音計、府から委託されたオキシダント計、窒素酸化物計、イオウ酸化物粉じん計、風向風速計を完備されています。

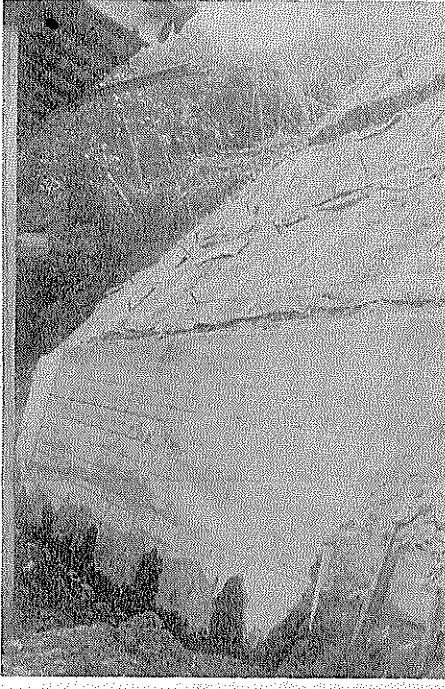


中央公民館完成



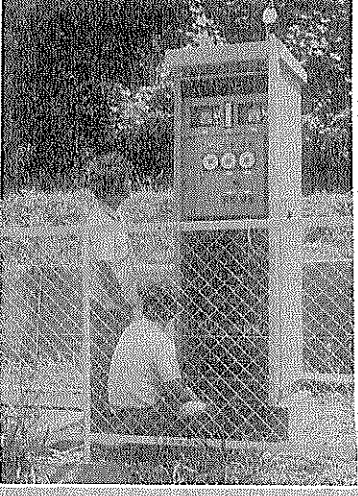
都市下水路事業

昭和50年度完成をめざし継続施工されてきました田辺都市下水路は、工事延長2,300mのうち1,700m(昭和48年度223m)が整備されました。



林地をまもる

昭和47年7月の豪雨により崩壊した人家の裏山9カ所にコンクリート塀をつけ、芝、苗木を植えて林地崩壊にそなえました。写真は高船、向井秋雄氏宅裏山

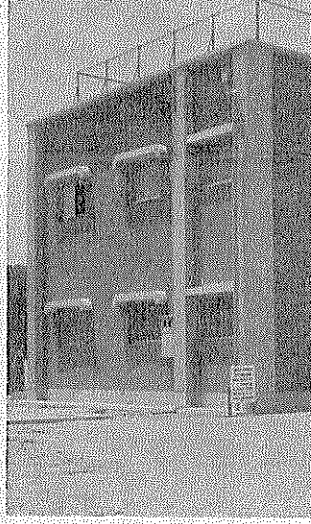


防火水槽 8基設置

防火施設として防火水槽20立方m級7基40立方m級1基を設置しました。また救助工作車と簡易化学タンク車を購入して防火に万全を期しています。



生活環境の整備



美しい教室でー

普賢寺小学校校舎完成しました。新校舎がこの新しい校舎です。



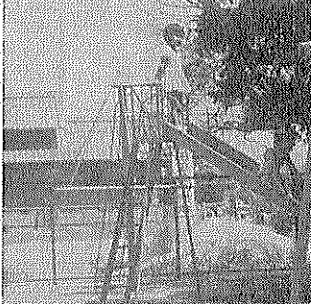
打田地区に水道拡張される

打田地区の水道拡張工事は、本年2月に完成、3月から各家庭に給水されています。また、天王地区は昭和50年度に工事着手が予定され完成が待たれています。写真(上)は打田第2加圧ポンプ場、(下)は打田貯水場。



つぎつぎにできる交通安全施設

交通安全対策事業として道路反射鏡三十基、ガードレール四カ所(延長二百二十九m)、交通安全立看板九十五カ所を新設し、交通安全にそなえました。写真(右)は農免道路に設置したガードレール、(左)は健康村に新設した反射鏡です。



遊ぼうヨ！ちびっ

子どもの安全な遊び場として新設されました。これで「チビッ」写真は東に新設されたチビッ

74.8 町政カレンダー

日・曜	こよみ	町の行事	日・曜	こよみ	町の行事
10 土		草内家庭教育学級 (草内公民館19:30~21:30) 親子美術教室(中央公民館14:00~16:00) 大住幼 プール遊び	24 土	月おくれ地蔵盆	親子美術教室(中央公民館14:00~16:00) 田辺東幼・夜の集い
11 日		宮ノ口老人大学 (宮の口公民館13:30~16:30)	25 日		町内各小学校・田辺東・草内幼児会学校環境整備作業
12 月		乳児相談(松井ヶ丘公民館9:00~12:00) 民謡踊教室(中央公民館13:30~16:00) 田辺東小プール水泳8:46~15:30	26 月		固定資産税・国保税2期分、町民税・国保税1期分督促の徴収 (天王公民館9:00~11:30) (高船公民館9:00~11:30) (打田公民館13:30~16:00) 民謡踊教室(中央公民館13:30~16:30) 田辺東小・プール水泳(8:40~15:30) 田辺小・プール水泳(10:00~12:00) <29日まで>
13 火		乳児相談(町農協大住支所9:00~12:00) 茶道教室(中央公民館13:30~15:30)	27 火		前期母親教室(田辺区公民館9:00~12:00) 固定資産税・国保税2期分、町民税・国保税1期分督促の徴収 (松井ヶ丘公民館9:00~11:30) (飯岡公民館9:00~11:30) (新公民館9:00~11:30) (健康村公民館13:30~16:00) (東公民館13:30~16:00) (一休ヶ丘公民館13:30~16:00) 松井ヶ丘家庭教育学級 (松井ヶ丘公民館10:00~12:00) 茶道教室(中央公民館13:30~15:30) 草内小・プール水泳
14 水		書道教室(中央公民館10:00~12:00) 詩吟教室(中央公民館20:00~22:00)	28 水		固定資産税・国保税2期分、町民税・国保税1期分督促の徴収 (三山木福社会館9:00~11:30) (興戸公民館9:00~11:30) (新田辺東住宅公民館9:00~11:30) (高木公民館13:30~16:00) (新興戸公民館13:30~16:00) (府管第1集会所13:30~16:00) 書道教室(中央公民館10:00~12:00) 詩吟教室(中央公民館20:00~22:00) 大住幼環境整備作業(8:00~) 田辺東幼夏季保育(8:30~11:00)
15 木	終戦記念日 お盆		29 木		
16 金		普賢寺小・同和教育研修日 田辺町夕涼みのつどい (馬坂川畔18:00~22:00)	30 金		草内小プール水泳
17 土		草内小・育友会役員会	31 土		草内家庭教育学級 (草内公民館20:00~22:00)
18 日		飯岡老人大学(飯岡公民館14:30~17:00) 子供会水泳大会(草内小)			
19 月		ジフテリア・百日咳・破傷風三種混合 (大住小13:30~15:00) 民謡踊教室(中央公民館13:30~16:30) 田辺小・水泳教室(10:00~15:00) 草内小プール水泳			
20 火		ジフテリア・百日咳・破傷風三種混合 (田辺小13:30~15:00) 草内幼・夕べのつどい 田辺小・水泳教室<22日まで>			
21 水	文化財保護 法施行記念 日	ジフテリア・百日咳・破傷風三種混合 (三山木小13:30~15:00) (普賢寺小13:30~15:00) 書道教室(中央公民館10:00~12:00) 詩吟教室(中央公民館20:00~22:00) 田辺東小・プール水泳(8:40~15:30) 大住幼・楽しいつどい			
22 木		ジフテリア・百日咳・破傷風三種混合 (草内小13:30~15:00) 料理教室(中央公民館10:00~15:00) 草内小・プール水泳			
23 金		ジフテリア・百日咳・破傷風三種混合 (田辺東幼13:30~15:00) 田辺東小4年生校外生活学習<24日まで> (南山城少年自然の家)			



農業者の育成と農業平方以上の固定式のガラ振興をはかるため田辺町施設園芸補助金制度が新設されました。この制度は田辺町農業振興地域整備計画基本方針に基づいて、都市近郊の利点を活用して、近代化農業を推進し、施設園芸を奨励するとともに、農業経営の安定と将来の農業をきりひらこうとするものです。

補助金交付の対象は、個人合わせは町建設産業部産人・共同をとわず面積が百業課へ。

あき地の除草
町に委託もできます
梅雨あけとともに雑草の繁殖する季節になり、用いて農業収入を得ようとする人に限ります。補助金は一平方メートルあたり二百円を新設は最高限度六万円、増・改設は四万円です。なおこの制度は昭和四十九年四月一日にさかのぼり適用されます。(委託料一平方メートル五十円)

また町は、同条例により、雑草地の所有者に、除草の要請・勧告・命令をおこないます。

それでも除草されない場合は、行政代執行をし、費用をあとで所有者に請求します。

雑草で迷惑している人、雑草地にお気づきの人はすぐ町建設産業部産業課公害対策室にご連絡ください。みんなで雑草のない住みよい環境をつくりましょう。

あき地の除草
町に委託もできます
梅雨あけとともに雑草の繁殖する季節になり、用いて農業収入を得ようとする人に限ります。補助金は一平方メートルあたり二百円を新設は最高限度六万円、増・改設は四万円です。なおこの制度は昭和四十九年四月一日にさかのぼり適用されます。(委託料一平方メートル五十円)

また町は、同条例により、雑草地の所有者に、除草の要請・勧告・命令をおこないます。

それでも除草されない場合は、行政代執行をし、費用をあとで所有者に請求します。

雑草で迷惑している人、雑草地にお気づきの人はすぐ町建設産業部産業課公害対策室にご連絡ください。みんなで雑草のない住みよい環境をつくりましょう。

「記念植樹」
主婦より
田辺町緑化推進条例が制定され「記念植樹」が行なわれることは大賛成です。美しい緑は一朝一夕には育ちません。行政措置はもちろんのこと、住民の緑を愛する心があってこそ「緑美しく花いっぱい」の田辺町が実現します。

税金 なんでも相談
朝顔のつばみ数へて
夕涼み

問 法人町民税、電気・ガス税が改正されると聞いておりますが、どのような改正されますか？
答 地方税法の改正により、法人町民税の税率が10%から13%に改正されました。(ただし昭和四十九年五月一日以降事業終了分は七月一日からの申告より適用されます。)

また、電気ガス税については、電気税とガス税に区分され、ガス税は、6,000から5,000に改正され、昭和四十九年十月一日からの料金より減税されます。免税点は電気税千二百円以下、ガス税一千七百円以下となっています。

ねん金業者が使用される電気税の税率は6,000から2,000に減税されます。(昭和五十年五月三十一日まで)

あき地の除草
町に委託もできます
梅雨あけとともに雑草の繁殖する季節になり、用いて農業収入を得ようとする人に限ります。補助金は一平方メートルあたり二百円を新設は最高限度六万円、増・改設は四万円です。なおこの制度は昭和四十九年四月一日にさかのぼり適用されます。(委託料一平方メートル五十円)

また町は、同条例により、雑草地の所有者に、除草の要請・勧告・命令をおこないます。

それでも除草されない場合は、行政代執行をし、費用をあとで所有者に請求します。

雑草で迷惑している人、雑草地にお気づきの人はすぐ町建設産業部産業課公害対策室にご連絡ください。みんなで雑草のない住みよい環境をつくりましょう。

あき地の除草
町に委託もできます
梅雨あけとともに雑草の繁殖する季節になり、用いて農業収入を得ようとする人に限ります。補助金は一平方メートルあたり二百円を新設は最高限度六万円、増・改設は四万円です。なおこの制度は昭和四十九年四月一日にさかのぼり適用されます。(委託料一平方メートル五十円)

また町は、同条例により、雑草地の所有者に、除草の要請・勧告・命令をおこないます。

それでも除草されない場合は、行政代執行をし、費用をあとで所有者に請求します。

雑草で迷惑している人、雑草地にお気づきの人はすぐ町建設産業部産業課公害対策室にご連絡ください。みんなで雑草のない住みよい環境をつくりましょう。

あき地の除草
町に委託もできます
梅雨あけとともに雑草の繁殖する季節になり、用いて農業収入を得ようとする人に限ります。補助金は一平方メートルあたり二百円を新設は最高限度六万円、増・改設は四万円です。なおこの制度は昭和四十九年四月一日にさかのぼり適用されます。(委託料一平方メートル五十円)

また町は、同条例により、雑草地の所有者に、除草の要請・勧告・命令をおこないます。

それでも除草されない場合は、行政代執行をし、費用をあとで所有者に請求します。

雑草で迷惑している人、雑草地にお気づきの人はすぐ町建設産業部産業課公害対策室にご連絡ください。みんなで雑草のない住みよい環境をつくりましょう。

あき地の除草
町に委託もできます
梅雨あけとともに雑草の繁殖する季節になり、用いて農業収入を得ようとする人に限ります。補助金は一平方メートルあたり二百円を新設は最高限度六万円、増・改設は四万円です。なおこの制度は昭和四十九年四月一日にさかのぼり適用されます。(委託料一平方メートル五十円)

また町は、同条例により、雑草地の所有者に、除草の要請・勧告・命令をおこないます。

それでも除草されない場合は、行政代執行をし、費用をあとで所有者に請求します。

雑草で迷惑している人、雑草地にお気づきの人はすぐ町建設産業部産業課公害対策室にご連絡ください。みんなで雑草のない住みよい環境をつくりましょう。

あき地の除草
町に委託もできます
梅雨あけとともに雑草の繁殖する季節になり、用いて農業収入を得ようとする人に限ります。補助金は一平方メートルあたり二百円を新設は最高限度六万円、増・改設は四万円です。なおこの制度は昭和四十九年四月一日にさかのぼり適用されます。(委託料一平方メートル五十円)

また町は、同条例により、雑草地の所有者に、除草の要請・勧告・命令をおこないます。

それでも除草されない場合は、行政代執行をし、費用をあとで所有者に請求します。

雑草で迷惑している人、雑草地にお気づきの人はすぐ町建設産業部産業課公害対策室にご連絡ください。みんなで雑草のない住みよい環境をつくりましょう。

あき地の除草
町に委託もできます
梅雨あけとともに雑草の繁殖する季節になり、用いて農業収入を得ようとする人に限ります。補助金は一平方メートルあたり二百円を新設は最高限度六万円、増・改設は四万円です。なおこの制度は昭和四十九年四月一日にさかのぼり適用されます。(委託料一平方メートル五十円)

また町は、同条例により、雑草地の所有者に、除草の要請・勧告・命令をおこないます。

それでも除草されない場合は、行政代執行をし、費用をあとで所有者に請求します。

雑草で迷惑している人、雑草地にお気づきの人はすぐ町建設産業部産業課公害対策室にご連絡ください。みんなで雑草のない住みよい環境をつくりましょう。

あき地の除草
町に委託もできます
梅雨あけとともに雑草の繁殖する季節になり、用いて農業収入を得ようとする人に限ります。補助金は一平方メートルあたり二百円を新設は最高限度六万円、増・改設は四万円です。なおこの制度は昭和四十九年四月一日にさかのぼり適用されます。(委託料一平方メートル五十円)

また町は、同条例により、雑草地の所有者に、除草の要請・勧告・命令をおこないます。

それでも除草されない場合は、行政代執行をし、費用をあとで所有者に請求します。

雑草で迷惑している人、雑草地にお気づきの人はすぐ町建設産業部産業課公害対策室にご連絡ください。みんなで雑草のない住みよい環境をつくりましょう。

投稿 歓迎
ご意見や俳句、詩集などお寄せください

◎原稿はお返しいたしません。

◎申し込みおよび連絡先
町建設産業部企画課

◎掲載のものには粗品をさしあげます。

◎原稿は、みなさんからの、ご意見・ご質問、また文芸欄などを企画してまいります。

◎ご意見やご質問は、建設的なもので三百字以内にとめてください。

◎文芸欄には、俳句・冠句・詩集などなんでもけっこうです。(住所氏名明記)

◎☆書画・ことう・盆栽などをお持ちの方は、本紙で紹介させていただきますのでお気軽にご連絡ください。(匿名可)

◎☆申し込みおよび連絡先
町建設産業部企画課

◎☆掲載のものには粗品をさしあげます。

◎原稿はお返しいたしません。

役場へお出かけ前に ちょっとこれを
窓口メモ

印鑑登録証明書があるとき
本人=印鑑登録手帳を持って
代理人=本人の印鑑登録手帳と本人の書いた委任状、そして代理人の印鑑をもって……

各種相談
お気軽に どうぞ

行政相談
国・府・町の行政の相談
とき 毎日(土曜日午後、日、祝日は除く)
八・三〇・一七・〇〇
役場(住民課相談係)

結婚相談
結婚の相談
とき 毎週火曜日
十三・〇〇・一六・〇〇
社会福祉会館(役場西側)

生活相談
悩み・心配ごとの相談
とき 毎月五日・二十日
十三・〇〇・一六・〇〇
(ただし休日のときは翌日)

社会福祉会館(役場西側)